

訪問看護医療DX 情報活用加算に伴うウェブサイト掲示について

当ステーションは、地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師など（准看護師を除く）が、より質の高い看護を目指し、医療DX推進体制を整えております。健康保険情報と一体化したマイナンバーカードを通して、オンラインでの資格確認を行います。取得した資格情報をもとに、電子処方箋システムや電子カルテ情報共有サービスとの情報連携を行い、医療情報を活用した訪問看護を提供します。

【個人情報の取り扱いについて】

個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等の関係法令を遵守し、個人情報保護方針に基づいた適切な管理を行い、ご利用者様への看護サービスの提供以外の目的には使用いたしません。

【資格情報の提供について】

資格情報の提供は、ご利用者様及び代理人の同意に基づいて行われます。同意なしにオンライン資格確認を行うことはございません。

【算定内容】

これにより訪問看護医療DX情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

訪問看護医療DX情報活用加算 50円/月

【施設基準】

この加算に関する施設基準は以下の通りです。

1. 厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成4年厚生労働省令第5号）第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。
2. 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。
3. 居宅同意取得型のオンライン資格確認システムの活用により、看護師等が利用者の診療情報等を取得及び活用できる体制を有していること。
4. 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得・活用して訪問看護を行うことについて、該当訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。

〈1〉看護師等が居宅同意取得型オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して訪問看護・指導を行っています。

〈2〉マイナ保険証の利用を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

5. 施設基準4の掲示事項についてウェブサイトに掲載していること。

医療DXを通じた質の高い医療の提供にご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。